

お知らせ

「後発医薬品使用体制加算と一般名処方加算に係るお知らせ」

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた一般名処方を推進しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合に、代替品の提供や用量・投与日数などの処方内容の変更をすることで、必要な医薬品を提供しやすくなります。ご不明点等ございましたら医師、薬剤師にご相談下さい。

～後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは～

先発医薬品と同じ有効成分、同じ効果をもつ医薬品のことです。先発医薬品より安価で、効き目・安全性は先発品と同様です。

～一般名処方とは～

薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。